



検査機関への情報提供について

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・日浦法律事務所」代表。

平成31年1月20日、Tカードの個人情報が、本人の同意もないまま、また、裁判所発布の令状もないまま、警察等の検査機関に提供されていたことが明らかとなつた。これに対し、Tカードを展開するカルチュア・コンビニエンス・クラブ(CCC)は、個人情報の保護に関する法律に則り、一層社会への貢献を目指し、検査機関に協力してきたとの見解を述べた。

T-SUTAYAなどのレンタル

ショップ、コンビニやレストラン、ドラッグストアなどで買い物などをするとポイントがたまるポイントカード大手のTカードを運営するCCCは、これまで会員規約の中に検査機関に個人情報を提供する旨の規定を設けていなかつたことを踏まえ、新たに会員の個人情報の取り扱いについて会員規約に明記する予定と聞く。

CCCの見解はとても明確である。

個人情報の保護に関する法律第23

条第1項には、あらかじめ本人の同意を得なければ個人データを第三者に提供してはならないと規定されており、その「法令に基づく場合」等の列举事由に該当する場合には本人の同意を必要とせずに提供できるこ

ととなつてゐる。そして、法令の一つである刑事訴訟法第197条第2項には、「検査については、公務所又

は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」と規定されており、同項に基づき警察署から検査関係事項照会書という書面を通じて照会されたことを受け、本人の同意を得ずに提供したといつ論理構成なのである。

ところが、この論理構成では思考回路が停止する。法令の一つである刑事訴訟法の規定に基づき、「法令に基づき」照会がされたから警察署に個人データを提供したのであって違法ではないという論理構成は、照会に応じるかどうかという点の企業の判断をいわば検査機関に白紙委任しているが如き内容だからである。

もちろん、犯罪類型の中には秘密裏に行われ、犯罪の端緒も掴みづらい類型も多く、検査の効率性など見地から犯人の特定などのために企業が保有する個人データを開示して検査機関に協力するという必要性も否定できない。しかし、かかる価値判断には、検査機関が企業等に対し

Tカードに限らず、会員は入会時に令状発布を求め、その個人データの入手の適否について司法判断を求めるべきかは、結局のところ、令状化の名の下で国民には見えづらい状況がこれからも続くのである。

Tカードに限らず、会員は入会時に身分証明書を提示し、その氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、メールアドレスなどを明らかにして入会している。その会員がTカードなどを店舗に提示することで購入した商品名、購入日時と店舗情報、購入金額などが運営会社に購買履歴として記録され、その膨大に記録化されたデータベースから特定の人物の個人データが検査機関に日々大量に提供されていることを正面から見据えなければならない。新潟大学の鈴木正朝教授が指摘しているとおり、各企業が集積したデータベースへのアクセス権を、いつでも利用しやすいよう検査機関に解放しているのと等しくならないよう切に望む。

本来であれば、検査機関が裁判所に令状発布を求め、その個人データの入手の適否について司法判断を求める不正入手かどうかを企業なりに判断して対応できることは時間的にも能力的にも極めて困難であつて、結局のところ、検査機関の照会に何ら躊躇もなく応答するというのが現実なのではなかろうか。

本来であれば、検査機関が裁判所に令状発布を求め、その個人データの入手の適否について司法判断を求めるべきかは、結局のところ、令状化の名の下で国民には見えづらい状況がこれからも続くのである。

Tカードに限らず、会員は入会時に身分証明書を提示し、その氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、メールアドレスなどを明らかにして入会している。その会員がTカードなどを店舗に提示することで購入した商品名、購入日時と店舗情報、購入金額などが運営会社に購買履歴として記録され、その膨大に記録化されたデータベースから特定の人物の個人データが検査機関に日々大量に提供されていることを正面から見据えなければならない。新潟大学の鈴木正朝教授が指摘しているとおり、各企業が集積したデータベースへのアクセス権を、いつでも利用しやすいよう検査機関に解放しているのと等しくならないよう切に望む。